

総務文教常任委員会会議録

令和6年6月21日（金）

令和6年6月21日（金）午前10時から総務文教常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	高野 浩一	副委員長	飯島 孝也
委員	丸山 国一		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		青柳 好文
	平塚 悟		相沢 俊行
	有賀 公子		

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦	総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊	税務課長	飯島 泉
市民課長	土橋 美和	教育総務課長	清水 修
生涯学習課長	小林 好彦		
政策秘書課	笹本 正和	廣瀬 亮	
総務課	三枝 俊和	新田 照人	樋口 透
財政課	勝村 公一	山本 昌康	
税務課	吉岡 栄治		
市民課	早川 崇		
教育総務課	高石 宏満	窪川はづき	
生涯学習課	土屋 典子	田辺 秀典	後藤みすず 森 なおみ
	三谷 町子		

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第39号 甲州市税条例の一部を改正する条例制定について

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（高野浩一君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員9人、定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（高野浩一君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（平塚 悟君） 皆様、おはようございます。

山梨県内、梅雨入りはまだのようですけれども、本日、外はしとしとと雨が降っている中であります。また、今日は二十四節気のうちの夏至に当たります。果樹農業の早生の桃が出荷され始め、また、ブドウの農作業も非常にお忙しい中でもございます。

本日は、条例案1件、それから、その他の案件ということで、総務文教常任委員会の所管に関する調査、非常に項目も出ております。慎重審査及び活発な議論が行われますことを期待いたしまして、一言ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

開 議

- 委員長（高野浩一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、6月4日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案1件の審査をお願いいたします。また、審査終了後のその他の件につきましては、あらかじめ委員の皆様から質問をいただいておりますが、そのほかにもございましたら、本日最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第39号

- 委員長（高野浩一君） それでは、議案第39号 甲州市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 法律の改正に伴って所要の改正ということなので、大変テクニカルなお話で、素人ではちょっと分かりにくい点があるんですが、一つだけ、条例改正の内容の特に3ですかね、みなし譲渡所得税が非課税の対象の承認云々というところですけども、これ一般の市民にも少し関わるかなとは思うんですけども、その辺の説明をもう少し分かりやすくお願いできればと思います。

- 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

本来、そもそも甲州市税条例の附則の第8条の2というものの中でこの規定が定められておりまして、それが今回、令和6年法律第6号の法改正に伴いまして、この附則にある文言といいますか、内容がそっくり地方税法の附則にそのまま入ってしまったという形になります。そうしますと、同じ内容のものが2つ出てきてしまっているということの中で、法律の趣旨に基づきまして、条例のほうを削除するということになっております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） それでも難しいんですけども、それはそれとしましてね、基本的には実務上の大きな違いはないのだけれども、税務上の言葉、用語等の改正というレベルということで理解しておればよろしいですか。

- 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

今般の条例改正につきましては、公益信託に関する法律の改正に伴うものでありまして、基本的にはそのまま同じ流れで進んでいくと。さらに公益信託制度自体が変わってきますので、もうちょっと便利になるというものであります。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 条例改正の内容の（1）と（3）についてはテクニカルな話というふうに考えてよろしいということですよ。条ずれを直すとか、別の法律に規定

されていて、今までと何ら変わらないけれども、法律が変わったので、それに基づいて規定を同じように、あるから一方を削って、今までとそれは変わらないということ、そういうことでよろしいかという確認と、あと、今回（２）が大きな狙いというか、変わることだとは思いますが、公益信託の信託財産が、その事務に関する寄附金を寄附金税額控除の対象とするという措置が一体どういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。

○ 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

おっしゃるとおり（１）と（３）については条ずれ等、テクニカルなものであります。具体的に申しますと、（１）につきましては、私立学校法の改正がありまして、その中でガバメント強化をうたわれていますので、そのガバメント強化に関する部分がそっくり、条文が増えたことによって条ずれが生じたということになります。

（３）につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

また、（２）につきましては、これも現行の条例の中で新旧対照表の中では示してあるんですけれども、所得税法の第78条の第２項第２号というところがありますけれども、その中の元の現行の条例からいいますと、所得税法第78条第２項第２号及び第３号に掲げる寄附金とあるところが、その第３号に掲げる寄附金の、後のほうに括弧づけで、同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含むとありますけれども、この括弧書きの部分が新しい改正法の所得税法の中で第78条第２項第４号として位置づけられていますので、この内容につきましてもこれまでとまったく同じ内容であるというふうに理解しています。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。

○ 副委員長（飯島孝也君） 寄附金税額控除の対象とするなどの措置を講ずるための改正及び規定の整備ということで、新たに寄附金控除の対象としたということではないということなんですか、今までと変わらないんですかね。ちょっとそこら辺が、ニュアンスがちょっと分からないんですけれども。寄附金税額控除の対象とするなどの措置を講ずるための改正ということであれば、これまでは対象ではなかったものが対象になったということではないんですか。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

法改正によりまして、所得税法第78条第2項の第4号でありますけれども、こちらのほうが公益信託の信託事務に係る寄附金というものであります。基本的には現行の条例の中の括弧書きにある同条第3項の規定によりという、この同条第3項そのものも基本的にはたしか公益信託に関するものだったのではないかというふうに思います。ただ、今回は公益信託に関する法律がすべて新しくなりましたので、それに基づきまして法改正を行ったと。その法改正に伴いまして条例の改正を行うというものであります。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） すみません、何回も。信託事務に関する寄附金を寄附金税額控除の対象とするというふうに新たに規定したということではない、それはもともとあって、法改正によって規定を整備しなければいけなくなったということで、今までと何ら効果的には変わらないということではないでしょうか。

ちょっとこの条例改正の内容だけを読むと、信託事務に関する、当該公益信託に関わる信託事務に関する寄附金を寄附金税額対象とするというふうに読めるんですけれども、それが新たに規定されたということなのかどうかという確認なんですけれども。

- 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、今回、法改正に基づくものでありますので、何ら変わりのないものであります。ちょっと私もいろいろ調べてみたんですけれども、ちょっと細かいところのニュアンスまでは申し訳ございません、不勉強でありますけれども、これまでのとおりの内容で条例の改正を行っているということでご理解いただければと思います。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

ほかによろしいですか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） お諮りいたします。議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上をもって、当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

その他の件について

- 委員長（高野浩一君） 続けて、その他の件に入ります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時30分といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

その他の件につきまして、これより質疑を行います。

あらかじめ委員の皆さんからその他の件を通告していただきまして、委員の席上には事前にそのまとめたものを配付してございます。その順に従って質問を進めてまいります。それと、今の休憩時間中にさらに2つの案件で質問をさせていただきますが、今日出席いただいている所管課で対応ができますので、その所管課のところで追加で質問をさせていただきます。

まず、委員のお手元にある資料の順からいきますので、一番最初は相沢委員から質問をお願いいたします。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） お願いします。

ふるさと納税の返礼品の厳格化ということで、今年の3月末までに県と協議会のほうでの打合せ等、細目がほぼ決まったという中で、新年度、本市が新たに、厳格化に対応した本市の取組をどんなふうに実際行われるのかというのを詳細な資料と説明をいただきたいというふうに思います。

なお、特にガイドライン等については、去年まではこんなふうであったけれども、今回はこんなふうになりますというふうにビフォーアフターとして説明をまたそこでしていただければ分かりやすいかとは思いますが、お願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） 相沢委員の質問にお答えさせていただきます。

資料のほうは事務局を通して、資料1から6の形で送らせていただいておりますので、お手元にある委員は、それも見ながらよろしくをお願いいたします。

まず初めに、資料の１と２ですけれども、昨年11月22日、知事の定例記者会見でふるさと納税返礼品、県産果実の一部に品質が悪いものがあり、クレームや悪い評価が増えることによって、県産果実全体のブランド価値が損なわれると指摘をされ、その改善策として、品質確保を目的とする協議会の設置を目指す旨の発言がございました。それがデータで送ってある資料の１と２でございますので、詳細についてはご覧いただきたいと思います。

その後、知事コメント後の11月下旬から県の農政部の担当者から各市町村に連絡がありまして、市のクレームの発生状況、関係資料の有無、クレーム対応方法等についてのヒアリングがありまして、知事のコメントにあったとおり、協議会の発足に理解を求める依頼がございました。

その後、協議会につきましては、第１回の設立が令和５年12月25日、２回目が令和６年１月30日、３回目がガイドライン成立の３月21日、３回開催をされております。

なお、資料の３のほうにはガイドラインの概要等が示されており、参加事業所については、規約の中に入っておりますけれども、協議会は、県産果実の返礼品がない山中湖村と小菅村を除く県内25の自治体と寄附者サイトの運営事業者、それから、配送業者と県で構成されております。

ガイドラインの目的としましては、ふるさと納税の返礼品において県産果実が多くて低評価を受けたことを踏まえまして、市町村及びふるさと納税事業関連者、県等が一体となって信頼の回復を図ることを目的として、品質基準に関すること、返礼品提供事業者に関すること、配送方法に関すること、クレーム情報の共有と検査の実施に関することについて協議をしてまいりました。

ガイドラインにつきましては、ビフォーアフターということでご説明させていただきますと、資料の５にあるとおり、今回の場合、ブドウ、桃、スモモについてのガイドラインが策定をされているところでありまして、配送方法ですとか品質の基準、それから、寄附者対応ということで、ビフォーは各自治体まちまちであったので、今回がアフターというか、新規に統一のガイドラインができたところでもありますので、例えば配送ですと、梱包した中に緩衝材を入れるとか、キャップに包むですとか、配送については原則クール便、チルド便を活用するとか、品質の面では規格の優以上ですとか、桃でいうと優以上を、大玉18玉、糖度12度以上、ブドウでいうと秀で２L以上、糖度がシャインでいくと18度以上とか、細かく決められておりますので、そんな感じで県全体の品質向上に向

けて取り組んでいるところでございます。

本市といたしましては、3月21日のガイドラインの策定を受け、年度変わりますけれども、資料の6につけてあるとおり、4月15日付で本市の登録の果実取扱事業者に通知を送し、ガイドラインに基づく品質確保、配送基準等の遵守をお願いしたところでございます。

うちのほうの今までの考えと今後の考えですけれども、11月下旬の先ほど農政部のヒアリングのときにも、本市のクレーム発生率、県内ではトップクラスの低さでありまして、品質の確保並びにクレームの発生といった場合の対応、こちらのほうについても農政部とのやり取りの中で高く評価をされております。特に本市では、前の一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、他の自治体以上に返礼品事業者との連携を重要視しておりまして、今もですが、今後も引き続き事業者、それから、圃場の巡回、寄り添う相談受付等、これまでの業務を継続していくことで、県ガイドラインには遵守していけると思っております。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） そもそも知事のコメントにあるとおり、山梨ブランドをおとしめるような事態が今後生じてはいけないというところに今、端を発しての改革だと思っておりますけれども、まず一つ目の質問は、これ本市の今、ガイドラインを含めて課長のほうからお話しいただいたんですけれども、これは例えば峡東3市に限って言えばほぼ同じ、全く同じ、あるいは若干、3市の中にも少しは違いがある、その辺はどうなんでしょう。
- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

ガイドラインに基づいてなので、峡東3市、同じでございます。また、峡東3市ふるさと納税の担当で、随時、定期的に意見交換会を持っておりまして、3市のふるさと納税の担当で、県に呼びかけて事業者の後援会というのも先頭に立ってやっておりますので、峡東3市が先頭で県内の他自治体を引っ張っていくような感じで取り組んでおります。よろしく申し上げます。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） ちょっと安心しました。峡東3市、産物も、それから量も、まず大変多い。また、供給も相互にというような面もないわけではないので、大事なポイント

トかと思います。

それから、二つ目は、ブドウにせよ桃にせよ、スモモにせよ、抜き打ちパトロールを実施するという項目が入ってしましてね、これ大変重要な項目ではないかなと思うんですけども、これも主体者は県と市町村であると。これ具体的には、県の場合は何課が行い、市町村の場合、甲州市の場合はこの課がこれ実際に行うのか。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

協議会の名簿の資料3の後ろにあるとおり、先ほど言った25の市町村、それから各事業者、県のほうでは総務部の資産活用課と農政部の販売輸出支援課がメンバーになっておりますので、県のほうは、この2課と、あと各自治体のふるさと納税担当のほうで一緒に行って、抜き打ち検査等を行っておるところです。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） そうすると、ふるさと納税、本市で担当というのは政策秘書課ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員（相沢俊行君） 大変ですね。
- 委員長（高野浩一君） 続けてどうぞ。
- 委員（相沢俊行君） 私としては最後の質問なんですが、ふるさと納税の返礼品のチェック項目ということで、ここに出ていまして、検品者が必ずいて、様々な色とか粒の大きさということで、まず検品者がいなきゃいけないということで、まずそこから始まっているんですけども、これはチェックをする主体は、それは業者という理解でよろしいですか。
- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えいたします。

委員申されたとおり業者さんがチェックを行います。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） このチェック項目に基づいて行われていることを前提として、定期的なのか不定期なのか、あるいは何らかのクレーム等が行政に寄せられた場合は、最後の手段としては、現場に出ていって抜き打ちの検査もするというチェック体制かどうかというふうに思うんですけども、これもし仮に、業者がこのチェック項目に違反、これ自

己申告だというふうに思うんですけれども、どの程度の部分まで、あるいはどの程度の期間で、ワンシーズン、途中で1回は何か中間の報告書を上げさせるとか、あるいは逆に真ん中の辺で査察に入るとか、その辺の頻度。それから、完全にワンシーズン終わるまで、この業者のチェック項目に基づいてのセルフチェックが行われて終わってしまうのではなくて、初年度でもあるので、途中でどういうふうに、それが遵守されているかのチェックが実は最大のポイントではないかと僕は思うんですけれども、その辺はどのようにされますか。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

委員申されたとおり、今年度が3月に始まってスタートの年でありますので、相沢委員の心配もありますし、うちの担当としても、業者さんをそこまで、1回やったからといって縛ってしまうのか、もう停止にするということもできませんので、県と連携しながら、協議会の中でも市町村の温度差がないように、どこかの自治体だけがすごい厳しくて、どこかが緩くてもうそのまま流してしまうということは、知事のほうも一番懸念をされているところでございますので。ある程度という言い方が妥当かどうか分かりませんが、一定基準以上のガイドラインを制作しておりますので、それ以上の、寄附者の方が返礼品を頂いたときにクレームがないレベルのところでは1年目はいくのかなと思いますけれども、1年たってまた協議会をやったときに、いろいろなまた、もっと細かく細目等出てくるのかなと感じております。取りあえずは1年目なので、推移を見ていくという段階かと思います。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 初年度で新たなプロシージャなので大変だと思うんですね。しかし、逆に農産物を実際に栽培し、それからJAに、このふるさと納税とは別に出されている、それはより多い農業従事者だと思うんですけれども、その人たちの関心も大変高いので、ぜひ実効性のある取組で、大変だと思いますけれども、担当課はぜひよろしくをお願いしたいと思います。
- 委員長（高野浩一君） では、一つ目はこれで終了いたします。

二つ目の質問……

（発言する者あり）

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 今のご説明で大体の話は把握いたしております。

今回のこの山梨県で問題になっているということは、甲州市の品質というのはすごくいいということで伺っております、メールバックもあったり。とてもいいものを出していただいた、また来年もというような声が聞かれているというところであるわけですが、山梨県内で何ですか、返礼事業者が粗悪なものを出したということがこれはそもそもの原因の発端だと思うんですね。それに関して、事業者の方がね、粗悪なものを出す、いいものを出したら運送業者が取扱いを失敗して粒落ちをしたというのを聞いておりますが、甲州市はそういうものがあまりないということも伺っております。また、ぶどうの丘での品質検査等も、私もじかに見させていただきましたけれども、しっかりしているということで安心をしているわけですが、先ほど相沢委員も質問しました、本当にこの検品をするというのを全部を毎日することは不可能なので、本当に事業者を信用するしかないということがまず1つ。

それで、足が早いものなので、そんなに日をかけてやるというものでもなく、本当にぱっと出てしまうので、信用できる事業者さんの選定をすることが必要になってくるんじゃないかと。また、ブドウ以外にも枯露柿の時期に、他市ですけれども、カビたものを送ってしまってすごいクレームが来たということで、そういうのが県内の評判を落としているということになります。

何が言いたいかというと、停止ということを先ほど課長言われました、事業者の停止をするということがありました。これは罰則ということと同等と考えてよろしいのか。罰則をしてしまった事業者は、そこがまたは停止ですね。されてしまった事業者は次にはもう事業者になれないのかとか、そういうところの厳しいところまで決めておけば粗悪品が出ないのではないかなと思うんですが、その利益を焦って競争するように、うちはもっとたくさん、何億円、何十億円だというようなことの競争みたいなことをすると、やはり品質の劣化にも、評判の劣化にもなると思いますので、そういうところは何か、罰則の関係でまとめてお話し、お願いできますか。

- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど言った罰則は、ここで1年目から罰則をするのもどうかというところで、様子見ですという中の一番重いのが罰則、停止まで、本当はいくのかいかないのかというのもまだ決めていないところでありますので、最悪の場合、徐々に徐々に、順々に注意か

らそういうところまでいければ、県産果実というのは信用も置けるし、山梨県のフルーツということで評価も上がっていくのかなと思っております。

また、知事のほうも、今、高畑委員言ったとおり、コメントの最後の悪かった要因で、良品を確保できないまま際限なく受け付けた事業者がいて、返礼品に値しない果実を送ったということを知事のほうも明言しておりますので、そういった事業者が県内にいたということでございます。

本市におきましては、先ほどから答弁をさせていただいておりますけれども、事業者のところに行って圃場も見て、信頼関係をつくる中で業者さんを信用してやっておりますので、高い評価も、県の農政部のヒアリングでも受けているという自負もございますので。他の自治体もそういったことがないようにしていただければいいのかなと、こちらからは他の自治体をお願いする立場だと思っております。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） ガイドラインに即したやり方で、甲州市のところからそういうものが出ないようにひとつ気をつけて、我々も気をつけていきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） ただいまの案件について、そのほか委員の方ありますか。
丸山委員。
- 委員（丸山国一君） 実はふるさと納税の商品を販売しているという話を聞いているんですよね。そういうことまで追跡調査ができるかどうか。ふるさと納税で受けたものを販売している。分かりますよね、そういうことって。そういうところまでの調査をするのかどうか。それはもう自由だから構わないというところまでなのか。その辺のガイドラインなどというのは話の中で出ているのかな。言い出したらいろいろ切りがないんだけれども、そういう話が実は来ていて、東京で大量にふるさと納税のものをみんなで集めて、そしてそれを商品として販売をしているというブラック的な話もあるようなので、そういった情報が来ているんだけれども、そういったところまでのチェックとか、ガイドラインとか、それはもう、渡してしまった以上はもうそれ以上は追跡しませんよという話なのか。その部分だけちょっと確認をしたいなど。
- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

今、丸山委員が言った、うちの市のスタンスとしては後者のほうで、寄附で頂いて返礼品を送ったものです、そこから先が、みんなで集めて売るとかというのはちょっと考えられないと思うんですけれども。簡単に言うと、1万円の寄附で3,000円のシャインを1.2キロ買いました。キロで言うと2,500円です。であるならば、2,000円で直に買いにいった売ったほうが、それを買ってから売るよりも絶対もうかる仕事なので、そういったことは、商売上というか、経理上、損なので、普通はやらないかなと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 丸山委員。

- 委員（丸山国一君） その辺はやはり素人考えで、今いろんなブラック企業的なものが動くんだよね。個人的にやるのではなくて、もうチームをつくって、いろいろ詐欺の関係などが今いろいろあるんだけれども、そういうようなことをどうも考えてやっているというような情報が来ているわけだよね。だから、シャインマスカットをそのように大量にもう寄附で取って、それをうまい、そういうルートで販売するというようなね。そういうようなことまでやっているという情報を得ているんだけれども、そういうところもやはり送る側でもね、ある程度承知をしていないと、いろんなパターンがあるという、善意に納税して商品を取っていただいているということだけではなくて、悪意の中のそういったものもあるんだよということもぜひ頭に入れながら、県全体の中でも、ちょっとそういったものもしっかりと頭に入れておくということも必要ではないか。安いとか高いとかというのは、その段階で皆さんが決めるわけではなくて、そのルートを使っていろいろ高く売るといような方法を考えて、悪意を持っていろいろやる方もいるということなんで。その辺も少し、どこまで追跡するかというのは無理だと思うけれども、頭に入れて、そういったこともしていかないといけないなと。行政側というのは、そういう裏の裏の世界ということをいろいろ確認はできないと思うんで、ぜひそういったものもしっかりと話合いの中で持っていくということも必要だと思います。

- 委員長（高野浩一君） 前田課長、質問は追跡するかしないかですので、追跡するかしないかご答弁をお願いします。

前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） 先ほど答えたとおり、後者なので、うちは送ったところで追跡等は考えておりません。

- 委員長（高野浩一君） 本件につきまして、そのほか委員の方ございますか。
飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 質問ではないというか、基本的に甲州市の事業者さんたちは県にガイドラインで示されて、こういうふうになさいと言われるほど悪いものは作っていないと思いますので、今の政策秘書課のスタンスでしっかりと事業者さんと連携を取ってというか、話をして、善意を持った事業者さんたちだということは僕も承知しておりますので、他市の例の悪事を働くというかですね、そういうものに逆に惑わされずに、それで、県が厳しくということだとしても、今までどおりの対応で、やはり事業者さんとの信頼関係の中でしっかりしたものを送っていただくということを進めていただければというふうに思いますので、あまり過剰な反応というふうに、逆に私はならないほうがいいというふうに思いますので。私の要望としては、そういうふうに考えていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（高野浩一君） そのほかよろしいですか。
(発言する者なし)
- 委員長（高野浩一君） では、次の案件にいきます。
飯島副委員長、お願いいたします。
飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 地域のいろんな区とかありますが、その役員の方ですとか現役の若手消防団員の方から要望というか、ご意見を伺ったことがありまして、それが非常に人数も少なく消防団等、構成人員になっている中で、活動をする一定のレベルに絞っていかないと続けられないんだというような意見を聞きました。それが具体的にいうと、地元の防火・防災活動に専念するだけの活動にしていきたいなというような意見を要望として伺いました。そういうことが実際に総務課等には届いていないのかもしれませんが、これが今後、要望として出てくる可能性もあると思いますので、そのときの対応について伺いたいというふうに思います。
一つ目が、市に対して、実際に地域や地域消防団からこのような要望が上がった場合の対応についてということです。
二つ目が、地元の防火・防災活動に専念するだけになった場合、これまでとの対応、例えば団員対象の保険等、消防車両の支給、消防小屋等の整備などがどのような対応になっていくのかということを、消防団活動というのは非常に地域にとっても必要ですし、

消防団をやられている方たちも、地域のために防火・防災をやっていくということは大変意義のあることだというふうに思っているからこそ、そういう活動が継続できるように考えていきたいというふうな意見をいただきましたので、この2つの質問をさせていただきます。

○ 委員長（高野浩一君）

手塚総務課長。

○ 総務課長（手塚秀司君） 答えいたします。

消防団員が減少しているところ、現職団員の皆様には公私とも大変お忙しい中、消防団活動にご尽力いただいていることに対しましては、この場をお借りいたしまして、まずはお礼を申し上げたいと思っております。

消防団は、地域における消防防災のリーダーといたしまして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、地域住民の安心と安全を守るといった重要な役割を担っていただいております。その組織の規律を維持するため、団長をトップに、副団長、分団長といった役員が活動や運営の方針を示し、実際に活動を行っており、その活動に対しては、法令等に反するなどしない限り、市として何か申し上げることは基本的には致しておりません。

一般的に各種団体が自主的に行っている活動等に対し、市が何か申し上げることはいたしませんし、その団体の実勢をも損なうものとなりますので、消防団につきましても同様に組織として活動しているものでありますので、この点をご理解をいただきたいと思います。

実際に飯島委員自らがご質問のような要望を聞かれているとのことですが、まずは委員がおっしゃるところの地域消防団の責任者の方か、そのようなご要望をお持ちの方自らが団長をはじめとする本団役員や分団長にご相談いただく必要があると存じます。また、市に対してそのようなご要望をいただいた際にも、まずは消防団の役員の方等にご相談いただくよう促すこととなります。

なお、本市消防団には本団役員及び分団長で組織し、団の運営等を協議する場といたしまして、分団長会議が組織されております。団の運営責任者でもあります団長において、全体での協議が必要と判断されれば、分団長会議での協議事項として上げられるものと理解してございます。

また、地元の消防団活動に専念するだけの活動につきましては、本市消防団の活動とし

て可能かどうかにつきましては、現在行っております出初め式や礼式訓練、果実盗難防止等パトロール、訓練大会対応などの在り方を含め、団長をトップといたします消防団が団体として自ら判断し決定することであるため、市の立場でお答えすることはなかなか難しい問題でございます。

これまでの活動と異なる対応となりますので、まずは分団長会議などの正規の手続の場でご協議いただきまして、本市消防団の方針として決定することが必要と考えております。

市といたしましては、消防団において要望に沿った決定をいただければ、これまで同様に消防団員の身分を有して活動する場合には、保険や機械器具等の整備については従前と同様の取扱いとなります。

なお、新たな車両や詰所などの整備につきましては、活動範囲や人員規模に応じた調整が、既に部の統合を行った事例等に倣い、必要になると考えております。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） ただいまの案件で、そのほかの委員から何かございますか。

平塚議長。

- 委員（平塚 悟君） 基本的には甲州市消防団という組織がありますので、そちらのほうでご協議されていく内容、組織体制を見直していくということになりますけれども、市として、前に議員のときに一般質問もしましたけれども、団員数も減っている、それから現実問題として消防団員の年齢もどんどん平均年齢が上がっている状況であります。中山間地を中心に、やっぱり団員が少ない分団も増えてきているところであります。過去に消防の協力隊員制度を導入したらどうだというような質問をさせていただきました。そのときは、あくまでも、もし一度辞められた方でも消防団員としてご活動していただくように再入団を促していくという説明も受けておりますけれども、今後このような、もしね、地元の防火活動に専念するような隊とか、そういったことも検討する中で、消防協力隊というものを調査研究は進めていく、また検討していくという考えがあるのかどうか、そのところをお伺いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

以前、議長から申されたような質問を受けておりまして、答弁も同じようなことをさせてもらっているんですが、基本的には、現在、一旦辞めた方をOB団員が再入団という

形は取らせていただいております。その形を取っておりまして、今の段階で団員の減少が非常に進んでおりまして、たしか4月1日現在で747人ですので、昨年からまだ50人ぐらい減っているような状況になっています。

そのような中で、やはり消防団自らがその辺の危機感を持って地元の行政区と協議をする中で部の統合を進めていただいたところもございますので、様々な方策を練る中で、消防団のほうでも考えていただく。また、それに対して市がフォローできる場所があれば、それをやっていくということで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） ほかの委員の方からよろしいですか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） では、本件につきましては終わります。

総務課につきましては、退席していただいても結構です。

次の案件に移ります。

相沢委員からお願いいたします。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 7月8日から本市の姉妹都市になっているエイムズ市からの中学生が本市に来られるということで、もう市民課のほうで大変ご苦労されて、準備をもうされておるわけですが、日程を見てですね、私、本県の実市との交流の報道もあって、それで改めて見直したという経緯は実はあるんですが、5日間のうち中3日が訪問や体験の日程なんですけれども、2日目の富士急ハイランドに行くというのは、これは交流というよりむしろエイムズ市の一団の人たちが楽しみということで、これはこれで面白いかなとは思いますが、問題の交流の中身を見ますと、見学が5件なんです。恵林寺見学も入っていますし、ハーブ庭園の見学も入っています。体験は3件なんです。3件のうち、中学生との学校訪問給食が1件、それから一般市民との交流の体験、これが2件なんです。1つは、大和の道の駅でのお弁当作り体験と、それから桃狩り、この場面で一般市民との交流が行われると、こういう形に構造的にはなっているんですが、

これを見て、少しですね、こういう国際交流の交流の部分の体験の部分が、つまり一般市民及び小中学生、特に中学生でしようけれども、その交流がちょっと少ないかなというふうな気がするんですが、この辺の日程の中身等についてはどのようにお考え

かお尋ねします。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 委員のご質問にお答えいたします。

全員協議会の折に報告させていただきましたとおり、エイムズ市からの中学生訪問団は7月9日から12日の4日間の日程で、中学生11名、引率者3名が訪れます。訪問日程につきましては、国際交流委員会において、見る、食べる、体験するという内容を盛り込むよう検討しまして、決定されたものになります。

7月10日に予定しております学校訪問では、塩山北中学校を訪問いたします。訪問時の交流の詳細な内容につきましては学校で検討してくださっていますが、授業に参加させていただいたり、合唱などを披露してくださるそうです。給食においても、今回は生徒の皆さんと一緒に交流しながら食べられるとのことですよ。

また、同日、農家交流と桃狩り体験としまして、園主から果樹栽培についての話をさせていただくとともに、桃狩りを体験し、楽しんでいただく予定であります。

7月11日につきましては、大日影トンネル遊歩道やワイナリー、ハーブ庭園など、市内の観光施設を見学していただきますが、昼食では日本のお弁当文化の体験としまして、おにぎりを握り、お弁当箱に自身でおかずを詰めて食べていただき、お弁当箱はそのままお土産に差し上げることを考えております。

また、夜はぶどうの丘において交流パーティーを開催し、ホストファミリーも一緒にご参加いただくことになっております。催しで甲州風林火山塩山太鼓の皆さんに演奏していただきまして、太鼓の演奏体験などを通じて交流をする予定であります。

当初に予定していた日数より1日短い訪問期間で見えることから、内容も盛りだくさんになってしまいましたが、短い期間の中でも市民と交流しながら甲州市や日本を満喫していただきたいと考えまして、計画をしております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 見る、食べる、体験という3つのカテゴリーでいうと、まさに見るというところが多いんですね。それなりがちなことで、その最大の原因は、実は言葉の壁なんですよ。通常、特にエイムズですから、英米人のアメリカ人ですので、これ当然、英語の通訳等がつくというふうなことで、大体ここは全日程、通訳をつけて行われるのか。あるいは例えばマンズワインならマンズワインというような、特別、事

業所であれば事業所のほうでお任せをするのか。あるいは、一番、僕が大事だなと思っている子どもたちとの交流の部分では、その辺、3つあると思うんですけどもね、今言った学校における通訳の介在、事業所、それから、一般の人との交流と桃狩りとお弁当作りなんですけれども、この場面ではやはり通訳さんがそこにおられるという形になるんでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 答えいたします。

訪問中は全日程において国家資格を持つ通訳士を手配しております。特に歓迎式や市役所及び中学校への訪問、あと、交流パーティーなどでは市長や訪問団代表者の挨拶等で公式な内容を伴う場面がございます。スムーズかつ様々なニュアンスも含めた正確な通訳が求められることから、専門の通訳士にお願いする必要があると考えております。

なお、日常会話で対応可能な市民交流の場面においては、一般質問でも答弁させていただいたとおり、国際交流の委員会に英語会話が堪能な委員がいらっしゃいますので、通訳やサポートのご協力をお願いしております。

学校、桃狩り、あとお弁当の際にも、通訳の委員さんがついてくださることになっておりますので、そのような方のお力をお借りしたいと考えております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 私の最終的な意図は、国際交流、アメリカからだということで、さあ英語の通訳をどうするのかという考え方が、交流の実を本当に、実際に子どもたちや一般の市民がアメリカのエイムズ市の方、あるいは中学生と言葉を交わすということが実に体験の中心なんですよね。その意味では、もちろんオフィシャルな場面において、まさに課長がおっしゃるとおり、市長の語る言葉の微妙なニュアンスが極めて失礼な単語を選択するというふうなことがあってはならないわけで、それはそうなんですけれども、例えば学校訪問の給食である、これ実際にほかの町では、山梨県で行われている学校給食に、ここは当然、配膳から始まって、エプロンを着て配膳をして、さあみんなで食べましょうという体験を全部されるんです。これはアメリカ人にとっては物すごいカルチャーショックで、これはいい意味で面白くて、大変何ていいますかね、感動されるんですよ。そのときに通訳を介するより、まさにポケットーク等を使って、英語はあまりできないけれども、興味津々な男の子がそのアメリカ人の中学生の女の子に話をす

るというふうな体験をさせることが僕は大事だと思うんですね。

だから、実際に体験をされることの体験の部分においては、もう学校教育課にもポケットークありますので、今後ぜひ、今回も含めてですけれども、お弁当作りの体験も含めてできるだけ直の交流ができるような場面を増やすというふうな方向でされることのほうが交流の実が上がり、来たエイムズ市の中学生をはじめとして視察団は大変充実感を持って帰るのではないかなというふうに思いますので。決して美しい通訳がですね、美しい英語をしゃべったからといって、来たアメリカ人が感動するわけではないので。ぜひその辺をもう少し積極的にやってはいかがかなというふうに思います。いかがでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 答えたいします。

一般質問でも触れさせていただきましたとおり、生徒や市民の交流では、自身の語学力を試す経験もしていただきたいと考えているところですが、委員のおっしゃるとおり話したいことが伝えられない、それから、話す勇気が持てないなどの場面においては、通訳機を気軽に使えれば、そのハードルは低くなって、交流としては有効であると考えております。

そのようなことを踏まえまして、現在、市役所全体では6台、通訳機を保有していることを確認いたしましたので、スケジュール内で必要に応じて活用していただけるよう、常時携帯して交流の場に用意していくことを考えております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） ただいまの案件につきまして、そのほかの委員の方ございますか。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） すみません、確認ですけれども、この内容は国際交流委員会等で検討してということで、こういう内容になっているということですか。
- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 飯島委員の質問にお答えいたします。

そうです。委員会のほうで、先ほど言った、見る、食べる、体験するの内容でいろいろな項目を上げていた中で、組み合わせて今回のスケジュールにしております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 今、相沢委員の質問で英語の壁というか、言葉の壁という話が出ましたけれども、私も塩山の甲州塩山太鼓を40年ばかり前に入って、かなりやっている間にエイムズの交流があったんですね。私、本当に英語なんかしゃべれませんけれども、交流するたびに、本当に太鼓をたたかせて、身振り手振りでコミュニケーションをするということがすごくよかった記憶があります。今年、実は40周年という塩山太鼓があるんですけれども、そういうときにもまた皆さんに見ていただいて、こういう交流の仕方も、今回もね、レセプションでなると思いますが、そういうことで、あまり物を使ったりするのではなくて、本当に自然の体験が一番いいと思いますので、ぜひ成功させていきたいと思います。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） この案件につきましては、以上といたします。
市民課はこれ以降は質問がありませんので、退席していただいても結構です。
続きまして、次の案件、相沢委員、お願いいたします。4番です。
相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 3月の本委員会でも教育長の交際費の公開等について、全体の執行額の部分含めて、それから峡東3市の中での比較も含めて質問させていただきました。市長の交際費等に準ずるという形で見直されるというふうなことを伺っていましたので、それがどんな形になったのか説明をいただければと思います。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） では、お答えをさせていただきます。

3月、相沢委員からもご質問がありましてとおり、これまで市長の交際費に準じた形で教育長の交際費も支出をしておりました。本年になりまして、教育行政運営の一層の透明性を図ること、また、市民の皆様に理解と信頼を深めて支出の基準を明確に定めたというところで、改めて甲州市教育委員会交際費の支出基準及び公表に関する要綱として定めさせていただいたものでございます。

お手元にあらかじめお配りいたしました資料は、その要綱と、教育委員会の中で教育委員さんにもご協議をいただいておりますので、その際に概要としてお渡しした、その資料を今回配付させていただいております。

内容等につきましては今申し上げたとおりでございます。

要綱自体、本文のほうに関しましても、市長の交際費に準じた形で、これも作成をさせていただきます。

この中で支出基準等も定めさせていただいておりますが、基本、それも変えてはございません。ただ、第4条留意事項ということで、その支出に関しては必要最小限にすること、また、社会通念上、常識と節度を逸脱することがないということで、そこは注意深く執行してまいりたいというふうに考えております。

本年に入りまして、この要綱を基に既にホームページのほうで公表もさせていただいてるところでございます。4月におきましては2件で2万円、5月に関しましては2件で合計で1万円、計で4件で3万円というのがここまでの支出の状況でございます。

説明は以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） これ今年度4月1日からの施行ということで、3月議会の流れを受けて対応されたわけですがけれども、大きく昨年度までとどこが違ったかという観点でいうと、先ほどの課長がおっしゃった必要最小限として、社会通念上、常識と節度を逸脱しないよう留意するという部分と、それから、最初のところですかね、「教育行政運営の一層の透明性を図り」というふうな文言が入った、この2点が文言上の違いといたしますかね、姿勢の違いとしてはこの2つだというふうに理解すればよろしいでしょうか。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

文言上では確かに委員おっしゃるとおりの部分が変更になっております。ただ、先ほど申し上げたとおり、この要綱自体はここで改めて制定をさせていただいて、公表も本年度から公表させていただいておりますので、そこは大きく変わっているかなというふうに思います。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 私を取り違えていました。要綱そのものがなかったんですね。それを市長の交際費等の基準にのっとって新たにつくったということで、2つほどの先ほどの部分については文言については特にそこに留意されるということですね。

では、教育長の総額は変わらないし、それから、細目の例えば見舞金、弔意を表す1万円等の細目については従来どおりという理解でよろしいでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

教育長の交際費につきましては、当初予算の中で既にご審議をいただいております、年間で13万円という形でございます。この金額に関しても、3月のときにたしかお話をしたかなと思っているんですが、ここ数年来、変わっていないという状況でございます。

ただ、この13万円を全て使い切るという考え方ではございませんので、先ほど言ったとおりでございますが、必要最小限で社会通念上、常識ということが認められる範囲内で、そこは執行してまいりたいというふうに考えております。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 分かりやすい内容で、ぜひこのような趣旨に基づいて、社会通念上の常識に入る範囲でお願いをしたいというふうに思いますが、確認ですけれども、見舞金等の、これは市長の交際費についても準ずるということで、今回、新年度中は特に変わらないという部分でしたけれども、恐らく教育長もそうですけれども、見舞金の相手先のお名前等が公表されることはないという理解でよろしいですか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

そこに関しましては、相手方とのこともございますので、そのことも併せてということになりますので、ご了承を相手方からいただけるのであればという形になるのかなというふうには思っております。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 本市の取組としてはそれで是といたしますけれども、今後様々な情報公開、あるいは他市町村等の動向も含めて、ぜひ必要があれば改善をするという方向でお願いできればと思います。

- 委員長（高野浩一君） 本件につきまして、そのほか委員の方ございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） では、なければ次にいきます。

飯島副委員長、お願いいたします。

- 副委員長（飯島孝也君） 質問させていただきます。

東雲小学校の給食室の改修が補正予算で出ていますけれども、その中で給食センター方式のほうへ移行の準備のためというようなお話も出ていましたけれども、ほかの学校も

含めて、給食センター方式に今、学校給食、施設内調理というか、しているところも含めて、今後、何か計画というかがあるのかお尋ねします。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

現在、学校給食につきましては、学校給食センターで13校を調理してございます。単独調理場であります勝沼地区の小学校4校につきましては、今、委員からもございましたが、小学校内に単独調理場を設置いたしまして調理をしているところでございます。

ただ、校舎内に設置をされておりますので、施設建築後から35年以上が経過するというようなことで、設備、それから施設自体、もう老朽化が進んでいるという状況でございます。また、学校給食衛生管理基準というものが国のほうで定められております。この基準のほうにも適合していないというようなこともございますので、さらなる衛生管理の向上、あるいは食の安全性の確保に努めているというふうなところでございます。

このような中から、来年度につきましては、塩山北中学校が塩山中学校に統合されるということになります。配送計画の見直しがそこで必要になりますので、併せまして単独調理場のセンターへの統合に向けて取組を始めるというふうなことを考えさせていただきました。来年度、先ほど委員会にもございましたが、本年度補正予算、今回の議会に提出しております補正予算につきましては設計委託料を計上させていただいております。そのことに基きまして、来年度に当初予算の中で、できれば工事費のほうも計上させていただいて、来年度2学期から東雲小学校をセンター方式の配送方式に変えていきたいというふうに考えております。

残りの3校でございますが、これを変えていく上には物理的な制約等も出てまいります。例えばですが、祝小学校におきましては、給食室の前に給水設備、あるいは配電設備がございますので、そこを移設しなければならない。また、入り口の斜面につきましても改修といったものが必要になってくる。また、菱山小学校につきましては、ご存じのとおり校舎北側が斜面道路であります。この配送するためには校庭を横切らなければならないというようなこともございますので、そこは検討が必要であるというふうには考えております。

ただ、センター化によりまして、食物アレルギーに対応した主要7品目の除去食の対応も可能となることから、保護者の皆様の負担軽減も図られることもございますので、そちらに関してもなるべくできる限り、センター方式のほうに変えていきたいなというふ

うには考えているところでございます。

以上でございます。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。

○ 副委員長（飯島孝也君） 今、東雲小についての計画というのは分かったんですけども、ほかのところについては難しさがあるということで、まだどういうふうにしていくのかということが特に計画されているわけではないという、そういう確認ですけども、よろしいですか。

○ 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

統合に向け、センター化に向けてですが、そうしますと、改めてですけども、食缶等、それから配送車についても整備が必要になってまいります。また、センター自体のほうにも、その食缶を保存する倉庫といいますか、そういったところも新たに必要になっているということもありますので、そこは総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○ 委員長（高野浩一君） 本件につきまして、ほかの委員の方よろしいですか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高野浩一君） では、次の案件、6番……

ありますか、相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 給食センター、給食についてのことで関連ということで1つだけ、皆さんにもお話しして課長の答弁をいただきたいんですけども、ついこの1週間前なんですけれども、単刀直入に申しますけれどもね、給食費、食材費が高騰をしているという現状があるのですが、児童生徒一人一人への給食の1人分の量ですね。この量は従来と変わらない量を確保されていますか。

○ 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えさせていただきます。

給食費の高騰というところ、原材料費の高騰というところでございますが、これも本年度の当初予算のほうで計上させていただいておりますが、小学校、それから中学校につきましても1食当たりの単価を上げさせていただいております。それは消費者物価指数に基づいて計算をさせていただいて、現在が小学校が1食当たり340円、中学校が370円という形で本年度は実施しております。

ここまでで、4、5、6の3か月がほぼほぼ経過するところではございますが、委員おっしゃるとおり、その中には大幅に材料費自体が上がってくるというようなところもありますが、ここまでのところは何とか対応ができているという状況でございます。

ただ、今後に関しましては、やはりさらに上がるというようなことも想定はされますので、不足する分に関しましては改めて補正予算なりで計上させていただいて、ご審議をいただきたいなというふうなところも考えているところでございます。

量でございますけれども、先ほど言ったとおり、何とか単価自体を上げさせていただいて、調整をさせていただいておりますので、やはり小学校、中学校の一番育ち盛りのお子さんたちでありますので、その栄養に不足がないような形で、現在、栄養士も含めて、そこは調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○ 委員長（高野浩一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） もう課長おっしゃるとおり、子どもの発達で特に小学校の高学年から中学生までですよね、食べ盛りに入るんですよね。それで、その時期にある一定の量、しかもバランスの取れた栄養が取れるすばらしい給食というのが、私たちもそれを享受してきたんですけれども、そういう側面が大きいです。脳の発達においても当然、体が発達するときに脳も発達するんですよね。だから、この時期でなければ、まさにすばらしい栄養のある完全給食を、しかも無料で供給されるという本市の取組はとてもすばらしいんですけれども、私がつい最近伺ったお話をぜひさせていただきたいんです、一応ね。それは、自分の孫息子と孫娘、小学校5年生と小学校3年生、その祖父からじかに電話がかかってきまして、そして、孫の息子も娘も給食が足りないと言っている。おなかをすかせて帰ってくるというんですよね。それで、それは困るというんですよね。

いや、そもそももし本当にそうであれば、それはもう親御さん自身が学校のほうにとかお話しされるのがいいですよというふうにはお話ししたんですけれども、ふっというふうに思ったのは、まず、完全無償化ということで、少しくご父兄の皆さんが給食に対して関心度が薄れているのかもしれないということが1つ。それから、食材費が上がっているんで、トータルのコストが変わらない中で、食材が上がっているのと、全体の量、ポーションを減らすというのは通常はどこの食品会社もやるわけですよね。だから、もししたらそういうことが背景にあるのかなと思って、私、大変心配したんですけれども。1人のケースだけの話ですので、大変限界のある話をさせていただいていることは

私も重々承知しておりますが、可能性として、そういうことがあってはならないと思いますので、ぜひ食材費が高騰していることと一人一人に与えられる全体の量が従来どおりなのかというか、本来目指している量が確保されているか。ぜひ確認等をお願いしたいというふうに思います。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほどもお話をさせていただきましたが、この給食の献立に関しましては、栄養士が必ず入っております。先ほど言ったとおり、成長に関して過不足なくバランスよく取れるようにということで、毎日の給食の献立を作っておりますので、中にはやはり育ち盛りで足りないというような方もおいでになるのかもしれないんですが、そこは栄養士が定めた基準に基づいて提供しておりますので、成長に関しては過不足なく与えられているものというふうに考えております。

また、保護者の方の興味が薄れているのではないかなというようにお話もございましたが、この給食費の無償化を始めた令和3年度から、保護者の方に対してアンケートのほうも調査をさせていただいております。それは、この無償化した給食費を具体的にどんなものに使うのかというようなことも含めてですが、毎年調査をさせていただいております。

ただ、昨年は小学校1年生と4年生、それと中学1年生の保護者の方にさせていただきました。その中の答え、やはり94%程度は、無償化してありがたいという話、それから、無償化したことから得られる5万円から6万円の金額になりますが、それは何に使うのかというところに関しましても、ほかの子どもたちのもの、例えば塾のお金だったりとか、あるいは、先ほど来のお話になるかと思いますが、食料費等の材料費も上がっているんで、そちらにも使わせてもらっているということがお答えとして上がってきているところがございますので、給食に関しては、無償化とはいえど、それなりの関心が保護者の方にもあるものだというふうに考えております。

- 委員長（高野浩一君） 平塚議長。
- 委員（平塚 悟君） 委員長にお願いなんですけれども、今せっかくそのアンケート、無償化をしてから取っているというので、過去にも資料請求はしたんですけれども、委員会としてその資料を頂いて、保護者の動向というものを確認して、それがね、委員会からのまた政策提言等につながっていくと思いますんで、ぜひ資料請求をお願いしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 委員の皆さんに確認をいたします。

今の案件で資料請求するということよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） では、今の資料を、今日でなくて結構ですのでね、準備ができたところで資料を頂きたいと思います。

暫時ちょっと休憩いたします。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 39 分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

本件につきまして、そのほか委員からございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） では、次の案件にいきます。

次は項番の 6 番です。

飯島副委員長、お願いいたします。

- 副委員長（飯島孝也君） 市長の市政の概要のところ、塩山中学校及び塩山北中学校の再編についてというところで、塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会では、これまで 8 回の協議を進める中で、来年 4 月から入学する生徒の学生服を決定したところという話がありましたけれども、ほかに決定事項というのは、今現在ないのかと、校則等もですね、生徒本位ですとか保護者に意見も聞きながらなんていう答弁も過去の一般質問等でもありましたけれども、決定事項、その他の検討事項の進捗状況について伺いたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

令和 7 年 4 月 1 日の塩山中学校及び塩山北中学校の統合を円滑に行い、課題を解決するために学校教職員及び保護者の代表で組織いたします塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会を昨年 5 月に組織いたしました。本年 5 月までに 9 回の審議を重ねていただいております。

準備委員会で決定された事項につきましては、校歌、校旗、校章は現在の塩山中学校のものを継続すること。制服につきましては、気候変化や多様性への対応といたしまして、

ブレザータイプを導入すること。通学方法につきましては、登下校時の安全確保を図る必要があることから、スクールバスを導入することであります。

本年度につきましては、体育着、通学用かばん等の学校指定品の選定、学校運営協議会、PTAの選出方法、校則等の学校内での決まり等を検討いただくこととなっております。

新たな塩山中学校での学校生活を万全のものにすべく取り組んでまいるところでございます。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） ほかの委員の方から何かございますか。

では、今の項番6番の案件は終わります。

その次に、先ほど休憩中に追加のその他の案件が出てきましたので、ここに入れ込みますね。

飯島副委員長、お願いいたします。

- 副委員長（飯島孝也君） 質問させていただきます。

学校のプールのことについてですけれども、現在、授業のプールで玉宮、大藤、松里の小学校が塩山のB & Gのほうを使用しているということで、授業のほうはそれで使用しているということですが、夏休み等、子どものプールの機会というところで、その対応というのはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

学校のプールの授業につきましては、プール自体の維持管理が大変重要なことになってまいりますが、ここ数年来、非常に細かな修繕等も発生しているところでございます。また、夏休みにかけて、この時期からですが、熱中症というようなこともありまして、プールの授業自体が行われないことも、ここ数年起きてきている状況でございます。

そのことから本年、大藤小学校、玉宮小学校、松里小学校の水泳の授業につきまして、株式会社フィッツのほうに委託を行い、塩山B & Gプールのほうで始めさせていただきました。先週になりますが、本年度第1回目のプールの授業が行われまして、その際、何人か保護者の方もどんな具合にやるのかというようなことでご覧になった方もおいでになるようなことも伺っております。

また、プールの中、子どもたちだけではなくて、一般の方も普通に泳いでいらっしゃいましたので、子どもたちがいて、声が聞こえてにぎやかでいいねなんていうお話は聞いて

ているところでございます。

また、各学校からB & Gまでは、B & Gのバスで送迎をいただいておりますので、子どもたちは何かミニの遠足というような形で、学校から出られるのがうれしいというようなこともその際おっしゃっていたというようなことも聞いております。

ここまで、僅かまだ1週間、2週間の話ではございますが、子どもさんたち、それから保護者さんのほうからも特段の要望等は出ておりませんので、順調に進んでいるというふうに考えております。

お尋ねの夏休み中のプールでございますが、昨年度も、先ほど申し上げた熱中症の関係もありまして、夏休み中のプール開放を行っていないというところが非常に多くございます。中には逆にプールの水温が上がらないでできなかったというような学校も実はございます。そんなことから、本年度、まだちょっと全部の学校は確認は取っておりませんが、やはり同じようにプールの開放自体は行わないというところが多いものというふうに考えております。

中には、飯島委員ご存じのとおり祝小では、昨年度は夏休みに入った最初の5日間くらいに泳ぐことが苦手なお子さんの水泳教室というようなことで5日程度開放して、その後は開放していないというようなことも実際として行われておりますので、夏休み中のプールの開放に関しては、各学校の状況ではありますけれども、基本的には行われないということで私どもは考えております。

今申し上げているこの3校につきましても、基本的には開放自体はないというふうに考えております。また、フィッツなりをお使いになってプール等で泳ぎたいというお子さんに関しては、基本的には自己負担をもってフィッツのほうで泳いでいただくことが正しいことかなというふうに思っております。それに関して、市のほうで助成はというところでもあるんですが、それは全体のバランスの中で、片や助成する、片やプールは行わないということが出てまいりますので、そこはやはり不平等を生じるということもありますので、その助成等についても今のところは考えていないという状況であります。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 今の案件につきまして、そのほか委員の方よろしいですか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） では、今の案件も終了いたします。

そうしましたら、教育総務課につきましては、これ以降、質問がございませんので、退

席していただいても結構です。

では次に、項番の7番目にいきます。

相沢委員、お願いいたします。

- 委員（相沢俊行君） お願いいたします。

上条集落の古民家改修に対する補助事業の案件ですが、これはご存じのとおり、国・県の助成金600万円、本市の負担金200万円ということで、都合800万円の事業だったわけですが、結果として、国・県の助成金600万円は止められてしまったという中で、今回トータル800万円の補正予算ということで、今検討されるところなんです。これは、私たち議会に対しては、全体として全員協議会で1回だけお話を聞いただけなので、少し内容がですね、該当の職員がどうこうということではなくて、今後、同じことがもう一度再発しないようにという観点で、ぜひお話を聞きたいと思うんですけれども、まず、一番分かりやすい説明をいただきたいのは、恐らく去年の6月頃ですか、助成金の申請が認められたというふうなところから本事業は動いていたようですが、11月くらいから、それから、新聞報道では2月ないし3月に着工を許可をしてしまい、その後、本年度になってから、本事業自身は結局のところ3月議会において継続で翌年度に持ち越されるという中で処理をされていた案件であったので、それが4月になってから、県のほうからの指摘によって、その事柄が判明し、事柄は大変重大な案件ということになりまして、国・県のほうの助成金はストップされてしまったという流れだと思うんですけれども、その辺をもう少し分かりやすく、11月からで結構ですので、時系列でお話を願えないでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） 相沢委員のご質問にお答えいたします。

まず、事前に請求のありました資料につきましては、今回の事業に係る施工業者及び設計者はいずれも市が発注したものではなく、したがって、市との契約ではございません。あくまでも事業主である市民が契約したものであり、この場で資料を提出するのを控えさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

経過につきまして説明をさせていただきます。

今、概略というか、相沢委員がおっしゃったとおりの内容で、重なる部分もございますけれども、経過を説明させていただきます。

今回の事業は、重要伝統的建造物群保存地区、上条地区において、家屋等の修理などを

行う場合、その経費について修理等を行う者に対し、市が一定の補助をするもので、市からの補助金交付予定額は800万円でした。この市が支出する補助金の財源の一部として国から補助金額の2分の1、県から4分の1を受けることができることとなっていたものであります。

当該事業につきましては、先ほど相沢委員もおっしゃったとおり、令和5年4月に国及び県に対し、市が補助金の申請を行い、同年6月に交付の決定を受け、そこから工事を進める予定でありましたが、敷地内の水路の改修が必要となるなど、工事着手が遅れたことから、国・県、それと事業者も含めて協議する中で、事業全体を令和6年度に繰り越すこととし、国及び県に対し、計画変更の承認を得るなど、必要な手続を行ってきました。この繰越手続において、事業は令和6年度になってから着手するということとし、国及び県にもその内容で計画の変更を届け出て、承認もいただいております。

しかし、今年度に入ってから、5年度中、具体的には2月ですけれども、既に工事に一部着手していたことが明らかになったというところがございます。この事前着手したことについて、当時の担当者に事情を確認したところ、事業主から着手してよいかという内容の確認の問合せをいただいております、それに対し、担当者が着手を認めるような返事をしていたことが分かったものであります。

市としましては、国・県の補助事業を実施する上で定められたルールを逸脱しており、したがって、国及び県からの補助は断念し、市の単独事業として事業に対する補助金を交付することといたしました。

時系列というところでは、11月以降というところですが、先ほどお話をしました水路工事が終わったのが11月になりますので、それ以降、話をする中で、その時点で着工しても、もう年度内の完成は見込めないということで、全体を翌年度に繰り越すということが決定し、その繰越しに係る手続、変更の申請ですとかがございますので、一部、設計の内容も見直したいということもございましたので、その変更の申請は2月に行っているんですけれども、それと同時のような形で着工がされてしまったということでございます。

4月に入って、私も含めてなんですけれども、担当者、文化財担当のリーダーも、それから、この事業の担当者も替わりまして、県の方と4月上旬、話をしている中で、工事が行われているということが明らかになって、その後、市として対応を考えていく中で、県、それから文化庁に対しても事情を説明し、謝罪も行ったんですけれども、この

ような結果となったものでございます。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 本来的に、本市が負担しなくてもよかった交付金支出を伴うということで、大変残念で、大変遺憾な事案だというふうに思うんですけども、今後こういうことが二度とあってはならないと、皆さん、強く思われていると思うんですが、変更申請、来年度繰越しということで、2月、3月、我々も来年の予算編成の審議をするという、その段階だと思うんですけども、そこで変更申請、つまり来年度に繰り越しますよという申請を庁内で、課として行い、そして、ほぼ同時に着工も認めたというのは、同じ担当部署の中ですね、これが組織として私そこが一番信じられないところなんですけれども、これは1人の職員が変更申請、来年度に繰越明許しますよという申請と、それから、施主さんから「もう頼むよと、認めててくれよ」と言ったら、それに対して「はい」というふうに言った人間も、これは同じ方なんですか。

○ 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

先ほど当時の担当者に確認をしたということもお話をしましたけれども、その手続きを行っていた者、それから、施主さんとお話をしていた職員、いずれも同じ職員でございます。

○ 委員長（高野浩一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） ここがね、一番、部署部署の専門性はいろいろあるんですけども、公務員的なですね、私、元公務員ですけども、公務員的な感覚からすると、ほとんどこれは信じられない事柄なんですよね。自らが来年度の繰越明許を申請しながら、同じ人間が、施主さんには今年2月、3月、やっていいですよと言ってしまう。これは、その職員の個人の資質云々ということは別にしまして、非常に私は組織として、これぜひ教訓にしなければいけないと思うんですけども、通常、チームとか、特にこの文化財関係であれば、恐らく世帯としては小さい狭い世帯だと思うんですよね、組織だと思うんです。その中でみんなたこつぽ的に仕事をされているのかなという危惧が1つ。それから、通常であれば、どこかの時点で、その職員、課員以外の人間が、例えばリーダーであったり課長であったりして、日常的な話の中で、「おい、何々君、あの件はどうなったかね」というふうな、そういうコミュニケーションがなされていなかったの

はないか。この2点を私は強く思うんですけれども、この点どうでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

今回の事案につきましては、大変遺憾なことであったという点につきまして、同じように考えております。繰り返しになりますけれども、大変遺憾なことが起きたということは同じように考えております。

公務員としてはあってはならないということで、これは私どもでなくて、総務課のほうで、該当職員に対する処分もされたということで、その後、全職員に対して、総務課のほうから改めて、職務、自分の行う職務についてきちんと把握することと、併せて上司に対しては、課内の仕事の内容を把握しながらコミュニケーションを取る、しっかり指導するようということで総務課のほうから掲示もされたところでございます。

どのように考えるかということですが、私自身も同じように、上司として課内の職員の仕事の内容、それから、進捗状況等についてはきちんと確認していかなければならないものと考えております。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） ぜひですね、もちろんこのような事案が再発されてはならないことだと思いますので、組織として、もう少しお互いの職務をそれぞれが確認をし合うというルーティンを確立すべきだというふうに思います。

次に、専門的な話で、この辺、私素人なんで教えていただきたいんですが、先ほど施工業者云々のところの部分で課長が発言されていて、これはということで別に施主さんが行うことだからということなんですけれども、私素人なんで、文化財関係に関しては、僕は特殊な技能を持った大工さんがやるものだというふうに、一等そういう固定観念が強くて、文化庁の資料なんかも私手元にあるんですけれども、地方公共団体以外の重要文化財建造物の所有者等が行う補助事業における契約等についても、事業手続の適正と効率性及び透明性の確保に向けて積極的に支援をお願いしますという、文化庁の課長の通達が令和4年5月に出ているんですけれども。そういうふうな感性で見ていたんですけれども、これが重伝建のこの民間の施主さんが、民間の特殊な内装の工事であるので、外装ではないのだから、特殊な専門性の高い技能集団にお願いしなくてもいいのだという点があるということですよ。

ただ、透明性については、少しく行政も関わったというふうに聞いていますので、その

辺の説明をお願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 質問の途中で12時を回ってしまいましたけれども、残りもう少しですので、このまま継続いたします。

小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず、施工業者については、専門的な技術を持ったということのご心配をされているようですけれども、確かに文化財を扱う、例えば寺社仏閣等であれば、宮大工さんですとか専門の事業者である必要があると思いますけれども、今回、古い建物ではございますけれども、民家を改修するというもので、そこまでのものは求めてはおりません。ただ、透明性ということの観点から、今おっしゃったように、国の補助金の交付要綱の中、文化財保存事業費関係補助金交付要綱というのがございまして、その第4条第14号に補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村の例に準じて行わなければならないことと規定をされておりまして、今回の事業は一個人が事業主ではございますけれども、この国の要綱にのっとり、事業主が3者から見積りを徴収し、その中から最も安価であった者と契約が締結されていることを市としても確認しております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 行政として、3者からの見積りも取らせた上でということで、透明性等は担保されているということで、その部分はよかったなというふうに思います。

最後になると思いますけれども、重伝建で助成金をもらって内部の改装工事をして、それが市単独の事業になってしまいましたけれども、いずれにせよ上条地区の活性化につながるような形で事業がいずれ始まるということを期待するわけですが、ただ、心配といいますか、私懸念をしているのは、重伝建に指定をされて税制が優遇されるとか、言わば地域住民にとってメリットがあるという中でお話があって、時間が経過をして、そして今回このような事案が出たという中で、重伝建に指定をされている関係住民の皆さんに理解を深めていただいて、そして、今後につながるという意味合いで、何らかの住民懇談会、あるいは説明会を開いたほうが、今後のためになるのではないかなというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

上条地区の住民の皆さんに対しましては、地域の皆さんが上条を活性化する会というのを組織しておりまして、それを毎月定例会を行われております。そこには、文化財担当の職員が毎回顔を出して、一緒に話をする機会がございまして、上条地区の活性化策ですとか、近いところでいいますと、今度ここで芋掘り体験会、こんなものも市も協力する中で、外部の人たちを呼び込もうというような取組もされております。

そんな席もございますので、こういった今回のことは、市の不手際でございますけれども、こんなことがあったということも話をする中で、特に今回の問題については、施主さんには瑕疵はないものと考えておりますので、ぜひこういった制度もありますよということも改めて説明もする中で、上条地区を活性化できるように市も一緒に考えていきたいなというふうに考えています。

○ 委員長（高野浩一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） ぜひ禍を福に転ずるというふうな意気込みで、決して褒められた事案ではありませんけれども、それに引きずられることなく、重伝建の地域の住民の皆さんに前向きな形でぜひ取り組まれるように今後もお取り計らいをお願いしたいと思います。

○ 委員長（高野浩一君） 本件について、ほかの委員の方からございますか。
高畑委員。

○ 委員（高畑一幸君） 今、ご説明いただきましたので、大体の話は分かったんですけども、まず、上条地域自体がこの補助の対象になっているということは周知の事実なんですけれども、今回、繰越明許をしてあったにもかかわらず、事業を着工してしまったということが問題であると。その中で、水路の工事をまず最初にしてしまったというような話だったかな、水路の工事もしなければならぬという話だったのか。水路の工事は、やっぱり河川の優先確認申請があるんで、建設課もこれに絡んでいないとおかしいですよ。だから、建設課からのそういう話がどういう形になっていたのかというのも、許可してしまったからやったんだよという多分、言い訳になると思うんですよ。許可されたと思って勘違いしてしまったという。それで、施主と当局だけで話を進めていたのか、今言った組合というか協会というか、何とかの会という人たちがやるのか。これにバイパス的な人が絡んでしまうと、特に業者とか、力の持っている方とかが絡んでしまうと、こういう話になりやすいのではないかと私は思うんですよ。だから、この日からやっていいという許可が出なければ、本当はまずいわけですよ。でも、それをどう

いう感じでそこにたどり着いてしまったのかというところがまず最初の原点だと思うんです。だから、課長とかリーダーがとかではなくても、本当にこれ、先ほど言ったように全庁を通しての話だと思います。間違いを未然に防げるような体制づくりをしていただきたいと思います。ちょっと建設課との話し合いはしましたか。今後予定があるかとか。

○ 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） 高畑委員のご質問にお答えをいたします。

水路の改修が必要になったということにつきましては、予定の敷地内に通っている水路の切り回しが必要になったということで、それをやらないと建物自体に手がつけられないような状況が明らかになりました。当然、建設課に話をして、建設課が主導する中で、まずは水路の付け替えをやって、その後、暮れになって本体の建物が手をつけられるような状況になったという流れでございます。

水路をやることによって、全体の工期が遅れてしまったということもあって、施主さんも急ぎたかったという思いがあったんだとは思いますが、ただ、全体を繰り越すということが決定されていた中でございまして、今回についてはあってはならないことであったというふうに考えております。

したがって、水路については建設課も入る中で、この補助事業とは別の工事として、水路の改修を行った。その後、この工事を行うという手順になっておりました。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） この案件につきましてはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（高野浩一君） では、次の項番8番に入ります。

飯島副委員長、お願いします。

○ 副委員長（飯島孝也君） 質問させていただきます。

歴史的風致維持向上計画というものを取っているというか、向土地域として認められていると思うんですけれども、1期目が今、かなりの年数、10年だったと思うんですけれども、10年のうち七、八年というんですかね、たっていると思うんです。全国の事例を見ると、2期目とかに向かって、今までこういうことをやってきたから2期目もというような形で進めていくと思うんですが、特段、私の記憶では、何か進んでいるようなように思えていないんですが、現状どういうふうになっているのか。

ご説明を今までにいただいていることはいただいているんですけども、一応その計画の概要をご説明いただいて、現在の進捗状況、実際にやって、支援とか規制とかの内容がいろいろ決まってきたのかですね、2期目に向かってどのような取組をしているのかということをお伺いしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） 飯島委員のご質問にお答えをいたします。

甲州市歴史的風致維持向上計画につきましては、平成29年度から令和8年度までの10年計画として、平成29年3月に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣より認定を受けたものでございます。

計画の概要ですけれども、歴史的風致とは、地域の歴史を色濃く残す建造物やその周辺の市街地と、そこで営まれる伝統を反映した人々の生活が一体となって形成された良好な市街地環境を指すものとされています。

甲州市の計画では、本市における歴史的風致について4つのテーマを掲げております。まず一つ目として、甲斐の国武田家と甲州市、それから二つ目として、青梅街道沿いの歴史的風致、三つ目として、甲州街道沿いの歴史的風致、四つ目としまして、果樹栽培地の歴史的風致の4つに分け、この中から10の歴史的風致を取り上げて計画に取り上げております。

また、国指定文化財をはじめとする文化財が数多く集まり、歴史的風致が顕著である神金地区、塩山・松里地区、勝沼地区の3地区を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、歴史的風致の維持向上を図ることとしているところであります。

この計画による支援と規制というところではございますけれども、まず、市が実施する支援としては、市内で行われる伝統芸能、祭典などについて、後世まで継承されるよう補助金等を交付しております。具体的には、藤木の道祖神祭の太鼓乗りですとか、熊野神社の御美幸行列、柏尾の藤切り祭等であります。

この計画を策定することによって、国が指定した事業ができることが可能となるということで、具体的には、街なみ環境整備事業、都市公園事業、都市再生整備計画事業など、国の定めた補助事業の対象になる場合もあるということでございます。この計画自体は、国が策定する基本方針に基づいて市が持っている良好な市街地の歴史的風致を維持向上すべく、市が実施する施策を展開するため策定するものであって、特に何か規制がかかるというものではありません。

先ほど質問の中で進捗状況ということでございますけれども、この計画の中では12の事業を取り上げ、実施するとしております。先ほど言った3地区の重点区域で行うもののほか、市内全域で実施する事業もございますけれども、これらにつきましては、年に1回、計画の進捗状況や評価について協議会を開催して意見をいただいているところであります。具体的には、神金地区におきましては、下小田原上条伝統的建造物群保存地区において、伝統区域内に初期消火用の小型ポンプを設置する事業、それから、福蔵院と金井加里神社に説明板を設置、国道入り口に駐車場の案内看板を設置するなど、見学者の利便性の向上を図っております。それから、塩山・松里地区におきましては、重要文化財であります旧高野家住宅の改装事業、於曾屋敷の環境整備事業なども行っております。

それから、重点区域全域という視点でいきますと、西藤木の水車のかやぶきのふきかえ、それから、日本ワイン140年史の構成文化財である大日影トンネル遊歩道の改修工事などが行われております。

2期計画へ向けた取組ですけれども、先ほどお話ししたとおり、令和8年度までの計画となっておりますので、これまでの計画の進行管理、それから評価を行うとともに、今後の対応方針等について、関係各課で構成する庁内ワーキンググループを今後設置し、また、学識者や市内の各種団体の代表者から成る協議会を設置して広くご意見をいただく中で、今年度中にはその方向性を検討していきたいというふうに考えております。

一般的に策定するのにおおむね2年程度の期間が必要だということで、1期計画の最終年度の1年前に手続が必要となってくると、国に対する手続等が必要となってくるということであります。それから、最終年度の1年間の間に、先ほど言った3つの省庁と協議を行うことが必要となってくるということでございますので、先ほども申し上げたとおり、今年度中には方向性を明らかにして取組を進めていきたいなというふうに考えています。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 第1期の計画については、今のお話、いろいろ具体例は挙げていただいたんですが、全国の事例を見ると、2期目にいくのにそれなりに1期目の計画が順調に消化されていないと、2期目も認められないということになると思うんですが、今、2期目に向かって取り組むかどうかということはまだこれから決めるということですが、1期目の進捗状況として、しっかりと2期目を目指せるだけの進捗と

いうことになっているというふうに評価できるのか、その点を伺います。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

先ほど12の事業を計画に掲載したとお話をしましたが、このうち10の事業については、生涯学習課の中ではおおむね順調にできて、進んでいるというふうに考えておりますが、2つの事業についてはちょっと停滞といいますか、思うように進んでいない部分がございますので、それについてもどのようにしていくかということも含めて考えていきたいなというふうに考えています。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） これからいろいろ庁内、もしくは専門家等も入れて検討されていく、2期どうするのかということも、今までの計画の進捗状況等も検証されて、どうするのかということを考えていくと思うんですが、どこかでぜひ1期目の進捗状況、達成状況というんですかね、というのを報告いただきたいなというふうに思います。2期目に向かうにしても、向かわないにしても、いろいろそれを承知した中で2期目の議論というのも、議会のほうも推移を見ていきたいなというふうにも、ちょっと私は個人的に考えますので、ぜひご報告等を寄せていただけるとありがたいと思います。
- 委員長（高野浩一君） 本件につきまして、その他の委員からございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） では、次の項番にいきます。項番の9番、飯島副委員長、お願いします。
- 副委員長（飯島孝也君） 文化的景観保存活用計画が策定されるということで、地域のほうにもそういう策定をしていくという方向が示されて、区長さん等で今、これから地域としてどうしていこうかみたいなことも話が始まっているようですけれども、これはこれからどんな、地域の人も話がちょっと寝耳に水みたいなのところもあるようで、少し慌てているような感が実はあるのを聞きます。なので、しっかりと狙いですとか、非常にまた同じようなことですけれども、規制がどうなのかとか、区長さんたちが同意を求められるというような場面もあるということなので、非常にそれが区長が地域とよく話らないとというようなこともすごく心配をしているところもありますので、支援とか規制の内容があったら教えていただきたいのと、これから策定手順ですね、どういうふうにしていくのかということ伺いたしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず、事前に資料請求のあった計画案の概要ですけれども、計画自体はこれから策定していくという段階でございますので、文化庁が作成しました文化的景観の保護の仕組みという資料になりますけれども、こちらを提出させていただきました。

こちらをご覧くださいますと、文化財としての文化的景観がどのようなものであるかご理解をいただけたと思います。この資料の３ページ目の左上に、文化的景観保存活用計画について、小さくですけれども、記載されておりますが、文化的景観の保存活用に関する計画で、文化的景観の位置や範囲、保存活用の基本方針をはじめ、土地利用や整備、体制などに関する事項を定めるという計画になっております。

狙いとしては、文化的景観とは、自然と人との暮らしがつくり上げてきた文化的な景観のことで、水田、畑地、水路などが値しますが、日々の生活に根差した身近な景観であるため、その価値になかなか気づきにくいものでございます。地域にしかない価値や魅力に気づき、文化的な価値を正しく理解し、地域で守り、後世へと継承していくこと、また、地域の活力向上につなげることを目指して策定するものでございます。

地元の区長さんたちがご心配されている規制の部分につきましては、この計画を策定して、国に重要文化的景観として選定をされた後の話になりますけれども、文化的景観として選定された場合であっても、それまでの生活やなりわいを継続しながら景観を保全することが前提となりますので、特にこの計画の中で重要な構成要素として指定されたものについては、例えば景観に影響を及ぼす可能性の高い改築などを行う際、事前に相談や届出が必要になる場合もありますけれども、基本的には規制はかかりません。重要な構成要素と指定したもの以外は、特には何も規制はかかりません。

支援策、何か支援があるのかということになりますけれども、これも特段、大きな支援があるわけではないですけれども、文化的景観保存活用のために行われる様々な事業、例えば普及啓発に伴う事業や景観を構成する建物や工作物などの修理、修景には国の補助を受けることが可能となる場合がありますと。必ず受けられるわけではなくて、それも相談をした上でのことになります。

あと、これを選定されることによって何か効果があるのかということになりますけれども、文化的景観に選定されることにより、地域の知名度のアップですとか、その知名度が上がることに伴いまして、付加価値を伴うブドウやワインなどの地域産品としての販

売促進やブランド力の強化につながる可能性が期待できるといったところではないかなというふうに思います。

今年度、この策定を進めていくということで、今進めているところでございますけれども、先月、5月に文化的景観保存活用計画策定アドバイザー会議というのを設置しまして、市内の方、それから、大学の先生等にも参加いただきまして、専門的かつ幅広い視点からのご意見をお聞きする中で、あわせて文化庁や山梨県の指導助言を得ながら計画の策定を進めることとしております。

先ほど区長さんが心配をされているという話がございましたけれども、改めて7月には、この計画策定範囲を想定しております勝沼地区と祝地区の区長の皆様に、改めて制度の概要の説明会をさせていただくこととしております。その後、一般の市民の方も含めた地域説明会も開催する方向で今検討しております。

アドバイザー会議を年内には3回実施する中で、対象範囲ですとか、保存に関する基本方針、保存に配慮した土地利用や整備、景観を保存するために必要な体制、景観の特徴を表す重要な構成要素などを検討し、年内には計画を策定し、年度内に文化庁に対し、重要文化的景観としての選定の申出を行うというスケジュールで今、進めているところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 分かりました。

エリアは勝沼地区と祝地区ということが想定されているということで、分かりました。

何かそこで、同意書みたいなものを、同意するよにということを求められているということをお聞きしたんですが、同意は一体、何の同意なんでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

区長さんをお願いする同意は、その範囲に含まれますよということで、この計画を承知してくださいとか、認めてくださいというよりも承知してくださいというような意味合いでの同意になりますので、それで特に責任が生じるようなことではないというふうに考えています。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 範囲に指定されるということを経営者が同意したということは事実になるので、それについてすごく心配しているんですね。同意というものが一体

どういう権利で同意したのかとか、後で何かあってはいけないとか、そういうことを心配していたので、よく説明していただいて、区長さんたちにぜひそういうことをお願いしたいと思います。

○ 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えいたします。

ご心配されているということで承知をいたしました。

先ほどお話をしたとおり、祝地区と勝沼地区では区長さんを対象にした説明会を行いますので、その席で不安が残らないように、きちんと説明をしていきたいと思っています。

それから、重要な構成要素という話を先ほどしましたけれども、それについては、例えば地域にあるワイナリーですとか、そういったものが対象になってくると思われませんが、それらの所有者についても、同意が必要となつてまいりますけれども、そちらにつきましては、個別にお話をする中でご理解をいただきながらやっていきたいなというふうに思っています。

○ 委員長（高野浩一君） 本件につきまして、ほかの委員の方よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（高野浩一君） では、今の案件は終わります。

項番の10番につきまして、飯島副委員長、お願いします。

○ 副委員長（飯島孝也君） すみません、最後の質問になりますので、皆さん、ご容赦ください。

部活動地域移行についてということで、ラグビーとソフトボールについては今年度途中からスタートするということが伺っているんですけども、ラグビーとソフトボールという選定したことということと同時に、今後どのようなことを検討されて、部活動の地域移行というものが進んでいくのか伺います。

○ 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

今、飯島委員がおっしゃったとおり、また、今議会の初日の市長からの市政の概要にもありましたとおり、今年度は新しい形での部活動に向け、その実証事業としてラグビーの合同部活動、それから、女子ソフトボールの拠点校制度というものに取り組むこととしております。

こちらにつきましては、既に移行に向けた素地といたしますか、やりやすい環境が整って

いた部分がございますので、まずはできるところでやってみてというところで、2つの競技が選定をされております。

今後の検討内容ですけれども、令和7年度の取組に向けた中学校の各競技顧問の先生方に打合せを行うこととしております。こちらは8月中をめどに各競技部の顧問同士の話し合いの機会を設け、現時点での次年度の方針案を検討していただく予定となっています。また、その中では現状の運動部活動の課題やその解決策などもお話をしていただきたいなというふうに考えております。

またあわせて、今年度行う2つの競技の実証事業から見えてくる課題の整理とその解決には何が必要かなどについても検討して、来年度以降の活動に生かしてまいりたいと考えています。

今後の行っていくスケジュールですけれども、今月26日には、今年度の第1回中学校運動部地域移行推進委員会を開催いたしまして、現状の報告を行う中で、それぞれの立場からのご意見を伺いたいというふうに考えております。

それから、7月の上旬には、ホームページのほうで6年度の事業方針とか、あとはこの事業に対する市民に向けたQ&Aなどの掲載をしていきたいというふうに考えております。

同じく7月には、先ほど言った実証事業、2つの部活動の参加募集を行っていききたいというふうに思っています。これは学校を通じて全生徒にチラシを配布して、募集をしていききたいなというふうに考えております。あわせて、先ほどお話をしました各競技顧問による打合せを8月中をめどに実施をしていききたいというふうに考えています。

実証事業を行いながらになりますけれども、11月には第2回の推進委員会を開催し、今年度の中間報告と7年度に向けた計画の検討を行ってまいります。

それから、年が明けて2月頃になると思いますが、第3回の推進委員会を行いまして、今年度の実証事業の報告と7年度の方針の決定を行いたいというふうに考えております。

ホームページや広報誌など使い、随時、情報は提供していききたいなというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） ラグビーとソフトボールということで、環境が整っているというところでいいますと、勝沼中学校なんかはラグビーやソフトボールというのは常設

の部としてはなかったわけです。地域移行というのはそういうことも狙ってね、新しいスポーツを子どもたちができるという機会をつくっていくということにもつながっていくということだと思うんですけども、子どもの兼部ですね、掛け持ちというんですか、いろいろな機会をつくっていくということは、部活動の地域移行の一つとしては、狙いとしてはあると思うんですけども、そういうことを決めているかどうか分かりませんが、ぜひね、兼部等の可能性も検討していただきたいなというふうに思います。意見として、要望としてお願いしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 本件につきまして、そのほかの委員の方からございますか。

では、もう一件、先ほど休憩時間に2件の追加がありました。その最後の1件ですが、この部活動の地域移行についてであります。

これは私から質問させていただきます。

ハンドボールの競技が2027年度から全国中学校の大会の開催を取りやめるという発表が日本中学校体育連盟からありました。本市の塩山中学校は、県ではもう常連校、男女とも常連校、関東大会でも優勝したり、全国大会も出るくらいの、長年にわたって活動していて強い中学というのは周知のとおりですけども、2つお聞きしたいです。取りやめが発表されたことによって、一つ目は、県や国に対して、そういった要望、塩山中学校は強いということもありますんでね。甲州市の競技スポーツですので、要望などしてみたいかがかなということが1つと、もう一つは、今この案件の部活動地域移行に対して、このハンドボール競技が全国大会がなくなるということで、地域移行に対してどんな影響をもたらすかという、この2つについて伺います。

小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） 委員長の質問にお答えをいたします。

2027年度からハンドボールの中学全国大会がなくなる、これは我々もマスコミ報道で承知はしております。全国的に部の設置率が低い9競技が27年度以降、全国大会はやらないということのようであります。その中にハンドボールが含まれるということで、ただ、ハンドボールにつきましては、学校の部、それから、民間のクラブチームのどちらからも出られる全国大会が、これは競技団体の主催によるものですけども、既に行われているということがありますので、いずれ中学校の部活動は、その大会を目指してやっていくことになるのだろうなというふうに考えているところではございます。

取りやめになったことに対して、国・県へ要望ということでございますけれども、取り

やめになるのが全国中学校体育連盟ということで、これ学校体育の部分の話でございますので、場合によっては教育総務課のほうでそういった動きがあるかもしれませんけれども、いずれにしても、特に委員長おっしゃったように甲州市はハンドボールが盛んですので、子どもたちが希望を失うことのないようにしていきたいなというふうには私どもも考えております。

それから、地域移行への影響ということでありますけれども、新聞の報道等を見ますと、やはりこの全国大会の種目を減らすという背景には、地域移行の話もどうやらあるようでありますので、必然的にハンドボール、地域移行型の部活動に進んでいくのではないかなというふうには考えております。

甲州市、先ほども言ったとおりハンドボールが盛んで、スポ少の指導者も、地域移行になったら受皿になってもいいよというような声も、非公式ではありますけれども、伺っておりますので、いずれにしても子どもたちにとってよい形で活動ができるように、生涯学習課としても取組を進めていきたいなというふうに考えております。

- 委員長（高野浩一君） 用意した質問は全て終わりましたけれども、そのほかに委員の方ございますか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） それでは、その他の件について質疑を打ち切ります。

以上で、総務文教常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いします。

- 副委員長（飯島孝也君） 昼になっての審議、委員の皆さん、職員の皆さん、ご協力ありがとうございました。しっかりいろいろな議論ができたと思いますので、皆様のご協力に感謝したいと思います。ありがとうございました。

〔散会 午後 0時40分〕